

令和3年6月2日招集

# 秩父市議会定例会議案



## 目 次

議案第35号	専決処分について（秩父市税条例等の一部を改正する条例）	1
議案第36号	専決処分について（秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例）	10
議案第37号	専決処分について（秩父市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）	14
議案第38号	専決処分について（令和3年度秩父市一般会計補正予算（第1回））	17
議案第39号	工事請負契約の締結について	33
議案第40号	秩父市介護保険条例の一部を改正する条例	34
議案第41号	秩父市老人福祉センター条例の一部を改正する条例	35
議案第42号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例	36
議案第43号	秩父市教育研究所条例の一部を改正する条例	41
議案第44号	秩父市長の給料の額の特例に関する条例	42
議案第45号	令和3年度秩父市一般会計補正予算（第2回）	43



議案第 35 号

専決処分について

秩父市税条例等の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

専決処分書

秩父市税条例等の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

## 秩父市税条例等の一部を改正する条例

(秩父市税条例の一部改正)

第1条 秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第1号

ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項を削り、同条第19項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の2第20項を同条第19項とし、同条第21項中「同意導入促進基本計画」の次に「（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第20項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2



年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の2中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両

番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（秩父市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 秩父市税条例等の一部を改正する条例（令和2年秩父市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、秩父市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の

8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、秩父市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、秩父市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、秩父市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中秩父市税条例附則第10条の2第21項の改正規定（同項を同条第20項とする部分を除く。）並びに附則第3条第4項及び第5項の規定産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(2) 第1条中秩父市税条例附則第10条の2第19項を同条第17項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第18項に係る部分に限る。）特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

##### (市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の秩父市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の秩父市税条例（次項において「旧条例」という。）第3

6条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定す

るリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第10条の2第20項の規定は、令和3年4月1日以降に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第20項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 36 号

専決処分について

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

専決処分書

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

## 秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例

秩父市都市計画税条例（平成17年秩父市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第9項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第10項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第11項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第12項及び第13項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第15項の前の見出しとして「（読替規定）」を付する。

附則第16項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附則第17項に見出しとして「（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対し



て課する都市計画税の特例)」を付し、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の秩父市都市計画税の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 37 号

専決処分について

秩父市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

専決処分書

秩父市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

秩父市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

秩父市固定資産評価審査委員会条例（平成28年秩父市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 38 号

専決処分について

令和 3 年度秩父市一般会計補正予算（第 1 回）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 6 月 2 日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

専決処分書

令和3年度秩父市一般会計補正予算（第1回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月2日

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

令和3年度秩父市一般会計補正予算（第1回）

令和3年度秩父市一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,709千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,558,709千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		3,448,470	58,709	3,507,179
	2 国庫補助金	421,981	58,709	480,690
歳入合計		28,500,000	58,709	28,558,709



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		10,653,798	58,709	10,712,507
	2 児童福祉費	4,241,642	58,709	4,300,351
歳 出	合 計	28,500,000	58,709	28,558,709

余 白







2 歳 入

(款) 16 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		国庫支出金	3,448,470	58,709	3,507,179
	2	国庫補助金	421,981	58,709	480,690
		2 民生費国庫補助金	130,588	58,709	189,297

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費 補助金	58,709	・ 子育て世帯生活支援特別給付金事業事務費補助金（ひとり親） 3,709 ・ 子育て世帯生活支援特別給付金事業事業費補助金（ひとり親） 55,000

### 3 歳 出

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
3			民生費	10,653,798	58,709	10,712,507	58,709		
	2		児童福祉費	4,241,642	58,709	4,300,351	58,709		
		2	子育て支援費	1,547,001	58,709	1,605,710	58,709		
									(国) 子育て世帯生活支援特別給付金事業事務費補助金 (ひとり親) 3,709
									(国) 子育て世帯生活支援特別給付金事業事務費補助金 (ひとり親) 55,000

(一般会計)



(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	3 職員手当等	416	○ 子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）<こども課 > 58,709
	10 需用費	20	
	11 役務費	228	
	12 委託料	3,045	
	18 負担金補助 及び交付金	55,000	
			3 職員手当等 416
			時間外勤務手当 416
			10 需用費 20
			消耗品費 20
			11 役務費 228
			通信運搬費 135
			手数料 93
			12 委託料 3,045
			電算処理委託料 3,045
			18 負担金補助及び交付金 55,000
			子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 55,000

# 給 与 費 明 細 書

## 1 一般職

### (1)総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 577 ) 489	614,553	1,991,138	1,319,130	3,924,821	1,165,082	5,089,903	
補正前	( 577 ) 489	614,553	1,991,138	1,318,714	3,924,405	1,165,082	5,089,487	
比較	( )			416	416		416	

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	55,060		589,613	338,390	128,981	114,692	562
	補正前	55,060		589,613	338,390	128,565	114,692	562
	比較					416		
	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
補正後	26,060	1,500	25,872	38,400				
補正前	26,060	1,500	25,872	38,400				
比較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 39 ) 489		1,985,000	1,193,695	3,178,695	1,052,415	4,231,110	
補正前	( 39 ) 489		1,985,000	1,193,279	3,178,279	1,052,415	4,230,694	
比較	( )			416	416		416	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	55,060		464,680	338,390	128,981	114,692	562
	補正前	55,060		464,680	338,390	128,565	114,692	562
	比較					416		
内 訳	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	補正後	25,558	1,500	25,872	38,400			
	補正前	25,558	1,500	25,872	38,400			
	比較							

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 538 )	614,553	6,138	125,435	746,126	112,667	858,793	
補正前	( 538 )	614,553	6,138	125,435	746,126	112,667	858,793	
比較	( )							

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後			124,933				
	補正前			124,933				
	比較							
内 訳	区分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)			
	補正後	502						
	補正前	502						
	比較							

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	416	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	416	子育て世帯生活支援特別給付金事務に係る時間外勤務手当の増	

議案第 39 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

工 事 名 影森中学校管理教室棟大規模改造工事  
施工箇所 秩父市上影森 53 番地  
請負金額 金 200,200,000 円  
請負業者 守屋八潮・黒沢特定建設工事共同企業体  
共同企業体構成員 埼玉県秩父市宮側町 14 番 16 号  
守屋八潮建設株式会社  
代表取締役 山口浩人  
共同企業体構成員 埼玉県秩父市山田 2696 番地 7  
株式会社黒沢工務店  
代表取締役 黒沢剛  
上記代表者 守屋八潮建設株式会社  
代表取締役 山口浩人

令和 3 年 6 月 2 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

影森中学校管理教室棟大規模改造工事の請負契約を締結したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 61 号）第 2 条の規定により提出する。

## 議案第40号

### 秩父市介護保険条例の一部を改正する条例

秩父市介護保険条例（平成17年秩父市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「零とする。」の次に「附則第11項第2号イを除き、」を加える。

附則第11項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中「維持する者」の次に「（以下「主たる生計維持者」という。）」を加え、同項第2号中「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等のいずれかの減少額」を「主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額」に改め、同号イ中「減少する」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少する」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び附則第11項の規定並びに次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第11項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

令和3年6月2日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

#### 提案理由

国の財政支援の延長に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に係る介護保険料の減免対象期間について、所要の改正を行いたいため。

議案第41号

秩父市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

秩父市老人福祉センター条例（平成17年秩父市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秩父市大滝老人福祉センターの項を削る。

第4条及び第5条を次のように改める。

（休館日）

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第5条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、入浴施設の利用時間は、午後1時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

第9条第1項ただし書中「秩父市老人福祉センター溪流荘の」を削る。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

令和3年6月2日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

大滝老人福祉センターの機能を大滝総合支所へ移転することに伴い、大滝老人福祉センターを廃止したいため。

議案第42号

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成17年秩父市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第36号若しくは第37号」を「第37号若しくは第38号」に改め、同条第5項中「第87号」を「第89号」に改める。

第6条第5項中「第52号から第54号まで」を「第54号から第56号まで」に改める。

別表第21号中「建築基準法」の次に「（昭和25年法律第201号）」を加え、同表第25号中「（昭和25年法律第201号）」を削り、同表第34号アの項金額の欄(3)中「31,000円」を「19,000円」に改め、同号イの項金額の欄(3)中「192,000円」を「145,000円」に改め、同欄(4)中「412,000円」を「317,000円」に改め、同欄(5)中「158,000円」を「118,000円」に改め、同表中第92号を同表第94号とし、同表中第39号から第91号までを2号ずつ繰り下げ、同表第38号中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号アの項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同項金額の欄(3)中「31,000円」を「19,000円」に改め、同号イの項金額の欄(5)中「432,000円」を「334,000円」に改め、同欄(6)中「171,000円」を「130,000円」に改め、同号を同表第39号とし、同号の次に次の1号を加える。

<p>40 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証す</p>	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p>	<p>審査1件につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額                  (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの                  5,500円                  (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの                  9,500円</p>
--	---	---



る書面の交付 の申請手数料	イ ア以外の場合で、省令 第1条第1項第1号イに 定める基準に適合するも の	審査1件につき、次に掲げる 区分に応じ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平 方メートル未満のもの 1 33,500円 (2) 床面積の合計が300平 方メートル以上のもの 1 67,000円
	ウ ア以外の場合で、省令 第1条第1項第1号ロに 定める基準に適合するも の	審査1件につき、次に掲げる 区分に応じ次に定める額 (1) 床面積の合計が300平 方メートル未満のもの 5 1,000円 (2) 床面積の合計が300平 方メートル以上のもの 6 5,000円

別表第37号中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同号アの項中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同項金額の欄(3)中「15,500円」を「9,500円」に改め、同号イの項金額の欄(3)中「216,000円」を「167,000円」に改め、同欄(4)中「85,500円」を「65,000円」に改め、同号を同表第38号とし、同表第36号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号アの項中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同項金額の欄中「第38号ア(2)」を「第39号ア(2)」に、「31,000円」を「19,000円」に改め、同号イの項金額の欄(1)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号から第38号までにおいて「省令」という。）」を「省令」に改め、同欄(3)中「432,000円」を「334,000円」に改め、同欄(4)中「171,000円」を「130,000円」に改め、同号を同表第37号とし、同表第35号アの項金額の欄(3)中「15,500円」を「9,500円」に改め、同号イの項金額の欄(3)中「96,000円」を「72,500円」に改め、同欄(4)中「206,000円」を「158,500円」に改め、同欄(5)中「79,000円」を「59,000円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

<p>36 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p>	<p>審査1件につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p> <p>(ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号及び第40号において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円</p>
	<p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合（ア(1)に掲げる場合を除く。）</p>	<p>審査1件につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号</p>

		<p>から第40号までにおいて「省令」という。)第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円</p> <p>(2) 省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 130,000円</p>
	<p>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 (ア(2)に掲げる場合を除く。)</p>	<p>審査1件につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額</p> <p>(1) 省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円</p> <p>(2) 省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する</p>

		もの (ア) 床面積の合計が30 0平方メートル未満のも の 51,000円 (イ) 床面積の合計が30 0平方メートル以上のも の 65,000円
--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月2日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正に伴い、新たに行うこととなった事務の手数料を定めるほか、所要の改正を行いたいため。

議案第43号

秩父市教育研究所条例の一部を改正する条例

秩父市教育研究所条例（平成17年秩父市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第1条中「秩父市荒川上田野1734番地6」を「秩父市熊木町8番15号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月2日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

教育研究所の設置場所について、実態に即した場所にしたいため。

議案第44号

秩父市長の給料の額の特例に関する条例

市長の給料の額は、秩父市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年秩父市条例第52号）第3条第1号の規定にかかわらず、同条第1号に規定する額からその100分の90に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、この条例の施行の際現に市長の職にある者の任期満了の日（当該任期満了の前日にその者が退職し、失職し、解職され、又は死亡した場合にあっては、当該退職、失職、解職又は死亡の日）限り、その効力を失う。

令和3年6月2日提出

秩 父 市 長            北   堀            篤

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う深刻な経済状況を踏まえ、市長の給料を減額したいため。

議案第45号

令和3年度秩父市一般会計補正予算（第2回）

令和3年度秩父市一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ196,773千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,361,936千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債）

第3条 地方債の廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年6月2日提出

秩 父 市 長                      北      堀                      篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		3,507,179	8,472	3,498,707
	2 国庫補助金	480,690	23,472	457,218
	3 委託金	9,602	15,000	24,602
17 県支出金		1,749,031	899	1,749,930
	3 委託金	191,546	899	192,445
23 市債		2,664,100	189,200	2,474,900
	1 市債	2,664,100	189,200	2,474,900
歳入合計		28,558,709	196,773	28,361,936



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,618,708	16,651	3,602,057
	1 総務管理費	2,970,255	16,651	2,953,604
3 民生費		10,712,507	63,509	10,776,016
	2 児童福祉費	4,300,351	63,509	4,363,860
7 商工費		904,111	15,000	919,111
	1 商工費	904,111	15,000	919,111
10 教育費		2,622,081	346,870	2,275,211
	1 教育総務費	520,737	1,536	522,273
	2 小学校費	553,757	127,898	425,859
	3 中学校費	521,641	220,508	301,133
14 予備費		96,120	88,239	184,359
	1 予備費	96,120	88,239	184,359
歳 出 合 計		28,558,709	196,773	28,361,936

## 第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
秩父市工場等誘致条例に基づく奨励金 (令和3年度交付決定者分)	令和4年度から 令和7年度まで

(単位：千円)

限 度 額
2,575

第 3 表 地方債補正

(廃止)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
7 荒川西小学校校舎費 大規模改造事業	63,900	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
8 影森中学校校舎費 大規模改造事業	125,300		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	—	—	—	—
	—			